

山LP協第 62 号
令和3年 6月22日

会 員 各 位

(一社) 山口県LPガス協会
会 長 服部 典之 (印略)

液石法施行規則及び機能性基準の運用についての一部改正に
ついて (お知らせ)

平素から、当協会の事業に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、このことについて、令和3年6月18日付けで公布され、(一社)全
国LPガス協会から別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

【改正の概要】

- 洪水浸水想定区域 (想定最大規模) 等で1 m以上の浸水が想定されている
地域の消費先に設置されている充てん容器等に対して、流出防止の措置を
講ずる。
- この省令の施行 (令和3年12月1日) の際、現に設置されている供給設
備及び消費設備においては、令和6年6月1日まではなお従前の例による
ことができる。

一般社団法人山口県LPガス協会事務局
TEL.083-925-6361/FAX.083-923-8366
e-mail:yamalpgasu@mx52.tiki.ne.jp